

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 17 日

都道府県がん対策主管課 御中

厚生労働省健康局総務課
がん対策推進室

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災に対する
がん診療連携拠点病院等における対応について（依頼）

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い、被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であり、がん対策基本法第 15 条の趣旨を踏まえ、下記のとおり対応をお願いします。

記

1. 都道府県における対応

- (1) 管内がん診療連携拠点病院の稼働状況及び被災地のがん患者の受け入れの可否等の把握に努めること。とりわけ、岩手県、宮城県及び福島県等の被災県においては、広報誌や報道機関等を通じて、住民に対し、緩和ケアを含むがん診療連携拠点病院の稼働状況等に関し、的確な情報を提供するよう努めること。
- (2) 管内がん診療連携拠点病院に対して、「2. がん診療連携拠点病院における対応」の周知を図るとともに、被災のため、被保険者証等を家に残してきたまま避難しているなどの理由により、保険医療機関等に提示できない場合、受診できる取扱としていることについて、別紙 1 のとおり連絡しているところであるので、併せて周知を図ること。

2. がん診療連携拠点病院における対応

- (1) がん診療連携拠点病院は、被災地におけるがん患者に対する医療が適切に確保されるよう、関係医療機関等と連携するなどして、必要な患者支援を行うこと。
- (2) 国立がん研究センターは、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（平成 20 年 3 月 1 日健発第 0301001 号厚生労働省健康局長通知の別添）に定めるがん診療連携拠点病院への診療に関する支援等の役割を担っていることから、がん診療連携拠点病院における被災地のがん患者の受け入れの可否等に関する調査を行っているところ。当該調査への協力を努めること（調査結果は別紙 2 にてホームページにおいて公表している）。
- (3) 相談支援センターにおいては、別紙 3 のとおり連絡している被ばく対策の情報等を参考に、住民の放射線被ばくによる発がん等に対する相談に適切に対応すること。

(参考 1) がん診療連携拠点病院一覧（別紙 4）

<http://hospdb.ganjoho.jp/kyotendb.nsf/fSoudanShienCenterIchiran?OpenForm>

(参考 2) 国立がん研究センター調べ・がん診療連携拠点病院患者対応状況（別紙 2）

<http://ganjoho.ncc.go.jp/data/public/news/2011/files/20110317pub.pdf>

(参考 3) 日本臨床腫瘍学会調べ・医療提供を申し出ている医師一覧（別紙 5）

http://jsmo.umin.jp/pdf/110315_list.pdf

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 17 日

全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 御中

厚生労働省健康局総務課
がん対策推進室

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災に対する
がん診療連携拠点病院等における対応について（依頼）

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い、被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況を踏まえ、別添のとおり、平成 23 年 3 月 17 日付け、都道府県がん対策主管課宛てに事務連絡を発出したところです。

被災地域及び近隣地域のがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況を踏まえ、関係医療機関等で連携し、必要な患者支援を行うことについて、全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会会員への周知及び協力依頼方お願い申し上げます。

事務連絡
平成23年3月11日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が発出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線3172）
FAX:03-3508-2746

事 務 連 絡

平成23年 3月15日

各

(都道府県)	地域保健主管部局 御中
	保健所設置市		
	特別区		

厚生労働省健康局総務課地域保健室

被ばく対策の情報について

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震は、未曾有の大震災であり、多くの尊い命が失われたり、様々な健康被害が発生しています。福島第一原発事故に伴い、その周辺では住民への避難指示がでています。

住民におかれましては被ばくへの対策も問題になっていることから、原発事故による被ばくを防ぐにはどうしたらよいか、長引く避難生活での健康への影響をどう抑えるかなどの対処法や注意点、原子力災害が発生した際の住民の方々がとるべき行動について別添において情報提供されています。

この資料を参考に住民からの被ばく等への照会について利用していただけますようよろしくをお願いします。

【経済産業省・原子力安全・保安院】

○原子力災害発生時の住民としての対応

<http://www.nisa.meti.go.jp/genshiryoku/bousai/taio.html>

【(財) 原子力安全研究協会】

○緊急被ばくの医療研修のホームページ

<http://www.remnet.jp/lecture/index.html>

- ・ 緊急被ばく医療ポケットブック
- ・ 安定ヨウ素剤 取扱いマニュアル
- ・ 原子力災害時における心のケア対応の手引き― 周辺住民にどう応えるか ― など

【全国保健所長会】

○公衆衛生情報 (2009.11.04)

「放射線事故への保健所の対応関連ウェブサイト・電話連絡先」 〈別添〉

http://www.phcd.jp/osirase/houshasen_hokenjo_taiou_manu.pdf

【国立保健医療科学院】

○健康危機管理支援ライブラリーシステム

「地域における放射能事故発生時の対応に関する研究 (主任研究者 鈴木 元)」

※健康危機管理支援ライブラリーシステム (下記 URL) において研究名を入力して検索して下さい。

(<http://h-crisis.niph.go.jp/hcrisis/index.jsp>)